

平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 s a n t e c 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鄭 台 鎬
(コード番号：6777 大証ヘラクレス市場)
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ 長 水 島 大 介
TEL (0568) 79-3535

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日の取締役会において、平成 21 年 6 月 17 日開催予定の第 30 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更が決議されたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規程のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規程及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。（下線は変更部分であります。）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 17 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 17 日（予定）

(別紙)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当会社の株式については、株券を発行する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。 2 <u>当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。 2 < 削除 ></p>
<p><u>(単元未満株主の権利)</u> 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p><u>(単元未満株主の権利)</u> 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 13 条～第 46 条</p> <p><条文省略></p>	<p>第 12 条～第 45 条</p> <p><現行どおり></p>
<p><新 設></p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 当社の<u>株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>